平成２３年（フ）第１０６号
栃木県足利市大前町765番地　シーラズハイツ103
債務者　荒川　　谷
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７２号
釧路市阿寒町中央３丁目４番８号
債務者　伊藤　早苗
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後４時15分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１８２号
釧路市駒場町11番174号
債務者　甲田　芳行
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午後４時
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第５０９４号
大阪府東大阪市足代３丁目１番25号　ハイム・リップル・パート３―106
債務者　小西　宣行
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１１１号
栃木県栃木市平柳町２丁目10番８号
債務者　荒川　通雄
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１１３号
栃木県小山市駅南町５丁目11番１号レオパレス　ボンボネラ　モモ106号室、従前の住所茨城県筑西市玉戸21番地
債務者　塚本美智子（旧姓堀江）
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第１１５６号
東京都東村山市本町４丁目４番地本町アパート11―1106
債務者　篠原　次郎
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２１７３号
横浜市港北区綱島東４―10―８　グラッドハウス102、住民票上の住所神奈川県伊勢原市岡崎6960番地
債務者　浅木　將人
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３２２号
横浜市泉区中田北３丁目33番６―102号
債務者　佐藤京一郎
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３２２号
静岡県島田市川根町家山284番地の２
債務者　杉田　直己
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９５号
静岡県牧之原市静波1261番地４
債務者　鈴木　浩昭
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４２９号
静岡市駿河区小鹿1544番地の１　ビューシティ阿羅古Ｃ―202号
債務者　井口　満代
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５１号
静岡県島田市川根町家山284番地の２
債務者　杉田　清二
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０２号
静岡県焼津市道原1187番地の３　ハイツブリッジ１―Ｂ号
債務者　佐藤　直己
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後２時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５５号
愛媛県大洲市長浜町今坊甲1108番地２　今坊団地６号
債務者　坂本　　光
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前10時
松山地方裁判所大洲支部